

郡山市監査委員公告第10号

包括外部監査の結果に関する報告に対する対応状況の公表について

下記により公表した監査結果について、郡山市長から別紙のとおり対応状況報告があったので、これを公表する。

令和8年9月28日

郡山市監査委員	相	樂	靖	久
郡山市監査委員	三	部	夕	貴
郡山市監査委員	廣	田	耕	一
郡山市監査委員	山	根		悟

記

- 1 令和6年3月27日 郡山市監査委員公告第21号 令和5年度包括外部監査

監 査 委 員

郡 山 市 長 椎 根 健 雄

監査の結果に関する報告等に対する対応状況報告

監査の結果に関する報告等に対する対応状況について、次のとおり報告します。

包括外部監査

令和 5 年度

(令和 6 年 3 月 26 日報告)

監査の結果（ <u>指摘事項</u> ・意見）
第 3 章 補助金等の全体に関する監査結果 3 指定管理者となっている外郭団体への管理費補助金について 「郡山市指定管理者制度ガイドライン」に基づき指定管理料の積算において一般管理費を計上している場合には、従来どおりの法人管理費補助金を交付すると二重に支出される可能性があることから、指定管理料の積算に含める一般管理費の範囲と法人管理費補助金で対象とする一般管理費の範囲を整理する必要がある。 特に指定管理料の積算を行う施設所管部署（選定単位所管部署）と法人管理費補助金の交付を行う団体所管部署が異なる施設については、両部署で調整を行う必要がある。 文化振興課、保健福祉総務課、観光政策課（行政マネジメント課、財政課）
対応状況
今回の御指摘につきましては、令和 7 年 7 月～11 月の間に関係部署（文化振興課、観光政策課、保健福祉総務課、行政マネジメント課、財政課）にて、指定管理料の積算に含める一般管理費の範囲と法人管理費補助金で対象とする一般管理費の範囲について現状の整理及び今後の方向性に関し協議を行いました。 引き続き、当該財団等が指定管理者となっている指定管理施設の次期更新時期を見据え、指定管理料の積算に含める一般管理費の範囲と法人管理費補助金で対象とする一般管理費の範囲の整理等について、関係部署及び外郭団体と協議、検討してまいります。

監査の結果（指摘事項・意見）
7 地域集会所整備費補助金 <u>少額の整備費に対する取り扱いについて</u> 令和4年度の補助対象先ごとの補助金額をみるに、金額が最大だと1千万円を超えている。金額が大きい2団体のうち、最大の交付先である中ノ入集会所は、建物の外壁及び内装の全面改修を行うため12,985,000円の補助金の交付を受けた。また、赤津集会所は集会所の周りの土地のアスファルト舗装整備に8,096,000円を交付したが、簡易舗装ではなく、掘削20cmの本舗装のため金額が多額になった。 一方で、上記2団体以外の補助対象者は、内装整備や機器の取り換え更新など小規模な整備であったので比較的少額に抑えられている。ほとんどは1,000,000円以下の補助であり、少ないところであれば170,000円であった。 本補助金は、補助の上限額が15,000,000円（交付要綱第3条第1項）と多額であるため、補助金交付額に大きな差ができてしまうようである。現状では大規模修繕も少額の取り換え更新も同じ申請手続きに乘せることになっているが、交付金額や交付事務、交付対象の機器等を見るに、大規模修繕と比較的小規模な金額で済む機器の取り換えは同一の手続きに乘せる必要はないと思料する。 大規模修繕であれば、複数の工事業者の見積もりを広い地域からとるなど金額を抑える指導をするとともに、少額の機器の取り換え更新であれば簡易な手続きで交付を可能にし、5年に一度しか申請できない点を緩めるなどの変更を図るのもよいかもしれない。 現状の15,000,000円だけを上限額とすると集会所間での均等性に欠くと思われる事案も生じかねないため、上限額を区分した交付手続の新設や多額の交付を伴う案件はより慎重な手続きを行うなど、改善のための検討をしてほしい。 市民・NPO活動推進課
対応状況
上限額を区分した交付手続の新設等その他補助制度の見直しについては、市の財政状況や町内会の要望等も考慮し、他市の事例も参考にしながら本市の実情に応じた見直し案について、関係部局と協議を進めております。

監査の結果（指摘事項・意見）
8 防犯協会連合会運営費補助金 <u>交付金額の定期的な見直しについて</u> 郡山北地区防犯協会連合会の令和4年度の収支決算によると、会員からの会費収入が465,000円のところ、郡山市からの補助金収入が2,470,000円と差が大きかった。もう一方の交付先である郡山地区防犯協会連合会は同会費収入が約1,475,000円であり補助金収入が3,630,000円となっているので、郡山北地区防犯協会連合会の会費収入は相対的に少ない。 防犯協会の活動は地域の方々が恩恵を受けるので、補助金ではなく地域の方々等関係者の会費の収入でまかなえるのが理想である。この点、郡山北地区防犯協会連合会としても、「賛助会員を増やす努力（依頼や広報）を行っているが、コロナ禍、物価高等の影響もあり会費の増加が難しい状況」とのことである。 本交付金額は、過去3年間の当初予算額と決算額が同額であることから見て取れるように、2つの連合会に対して予め定まった金額を交付するという運用である。 この運用では、過去の踏襲ということであるから、交付金額の妥当性について変更・見直しが働きづらいと思われる。他の団体に対する補助金も含め、単に過去を踏襲するのではなく、市の財政状況や住民の要望等にも照らし、適正な交付金額規模を見出せるよう留意してほしい。 セーフコミュニティ課
対応状況
郡山北地区防犯協会連合会の賛助会員及び会費収入が少ない点については、毎年の補助金交付決定時等の機会を捉え、同連合会に対し、より多くの市民や企業の皆様から賛同と協賛をいただけるよう、積極的な会員獲得活動や広報活動を行うよう指導しております。同連合会におきましても、啓発チラシの作成や各種イベントでの広報活動など、賛助会員及び会費収入の増加に向けた努力を重ねているところです。 防犯対策は、市民の皆様の安心な暮らしに寄り添い、地域社会全体で支え合うべき極めて重要度の高い事業です。近年は、SNS等を用いた巧妙な特殊詐欺や、闇バイトに起因する犯罪が深刻化する中、同連合会による防犯啓発活動は重要な役割を担っておりますことから、今後の補助金につきましては、同連合会がより多くの皆様からの賛同を得て自主財源を確保できるよう、引き続き指導や働きかけを行ってまいりますとともに、市の財政状況や住民の要望等に照らし、地域における防犯ニーズを見極めながら、適正な交付金額規模となるよう検討してまいります。

監査の結果（指摘事項・意見）	
23 公益財団法人郡山市健康振興財団事業費補助金	
② 概算払について	
概算払について、一括払いではなく分割払いも含めて検討することが望まれる。 令和3年度、令和4年度は執行率が低くなっている原因として、市担当課から新型コロナウイルス感染症拡大により事業を大幅に縮小していたことと回答があった。事業縮小は やむを得ないことと考えられるが、2年に渡って補助金の半分以上が返還されている点、令和2年においても執行率は8割を下回っている点、また当該財団は自主財源もある点から、概算払の方法については検討する余地があるとする。また、事務局が同じ保健所内にあるということで、進捗管理の精度を高め、必要な補助金額を必要なタイミングで交付できる仕組みづくりを構築されることが望まれる。	
保健所総務課	
対応状況	
令和5年5月には、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことにより、コロナ禍以前の事業規模に戻っているということ、令和6年度からは新規事業により自主財源確保のための努力を行っているという状況の中、令和5年度以降の執行率が7割を下回っていることから、令和8年度の補助金については、過去の執行率を踏まえながら、事前に健康振興財団と補助の内容及び金額について協議するなど、見直しを行ったうえで一括払いとしたところです。 意見のあった「必要な補助金額を必要なタイミングで交付できる仕組みづくりの構築」については、今年度の見直しを踏まえて当該財団と協議を行い、今後の対応について改めて検討いたします。	

監査の結果（指摘事項・意見）	
32 小規模事業指導費補助金	
② 事業の効果について	
事業目的として「会議所または商工会の地区の商工業者の経営及び技術の改善発達を支援すること」とされているが、事業の成果指標は「会員数」、「経営指導員による指導の件数」とされており、経営及び技術の改善発達を示すような指標とされていない。経営及び技術の改善発達の視点から、経営や技術の改善発展の度合いを表すような適切な成果指標を掲げ、補助目的の達成に有効なものか検証することが望まれる。	
産業雇用政策課	
対応状況	
商工会議所または商工会では、所属する経営指導員が、会員である事業者の経営及び技術の改善発達を支援しており、その支援内容が効果のあるものであれば会員となる事業者が増え、支援を求める事業者も増える（指導の件数の増）ことにつながることから、各団体としても成果目標として会員数に重点を置いているところです。 一方で、成果指標の有効性を検証するため、商工会議所や商工会にヒアリングを実施したところ、「経営の改善」は、各事業者が基本的水準に照らして欠如している能力を補うことであり、「経営の発達」は、一定の水準を超えた事業者が、技術やノウハウの向上、経営革新や新たなビジネスの創出等により事業規模や収益の拡大、経営の効率化により事業体として更なる成長を遂げることであることから、経営指導員が金融、税務、経営、労務などに関して行う相談や指導は、活動指標とすることが適切であるとの見解が示されました。そのため、令和7年度から、「経営指導員による相談・指導の件数」を成果指標から経営の改善発達に向けた活動指標に変更し、成果指標を「会員数」とすることとしました。 （措置を講じないと決定）	

監査の結果（指摘事項・意見）

44 公益財団法人郡山市観光交流振興公社法人管理費補助金

補助金額の妥当性の検証について

本補助金は当法人の管理経費を対象にしており、市は当法人の管理経費のほぼ全額を補助している。

一方、「郡山市補助金等適正化基本方針」において、団体等の繰越金が発生している場合は、補助金等の必要性及び補助金額の妥当性を検証することとしている。

当法人においては、管理経費だけを見ると収支は一致しており繰越金がないことになっているが、令和4年度末の現金預金が1億4,900万円計上されており、市が法人設立時に運転資金として出捐した運用財産を除き、過年度を含めて事業収支において繰越金が生じていたものと考えられる。

公益法人においては、公益目的事業会計から収益事業会計や法人会計への利益の移転を行うことができないという制約はあるが、当法人における今後の事業計画に基づく収支見通しを踏まえて、制度の枠内において管理経費の一部を事業収支や繰越金で賄うことができる場合は補助金額の減額を行うなど、補助金額の妥当性について適切に検証することが望まれる。

また、第3章3指定管理者となっている外郭団体への管理費補助金についての再掲となるが「郡山市補助金等適正化基本方針」では、運営費補助の見直しが掲げられており、事業費補助に移行するよう見直しを図ることとされている。当法人に関連して令和6年度以降の指定管理制度において指定管理料に共通経費を含めることとされており、その場合には本補助金で従来賄われていた共通経費の一部が指定管理料で賄われることになることから、本補助金のあり方についても検討する必要がある。

なお、現状、当法人が指定管理者となっている施設を所管する部署が公園緑地課及び園芸畜産振興課であるのに対して、当法人を所管する部署は観光課である。当法人に関わる指定管理制度及び本補助金制度を適正に運用するために、所管する部署を同一とするなど事務分掌のあり方についても検討する必要がある。

観光政策課

対応状況

（公社）郡山市観光交流振興公社においては、単年度ごとの管理経費の収支は一致しており、繰越金はないものの、事業収支や投資有価証券による運用益等から剰余金が生まれているものです。今後、制度内の制約を加味しながら、剰余金を管理経費の一部に充当し、補助金額の減額を図るなどの可能性について検証してまいります。

また、本補助金で従来賄われていた共通経費の一部が指定管理料で賄われる場合の本補助金の在り方については、関係部署（行政マネジメント課、財政課、文化振興課、保健福祉総務課）にて、現状の整理及び今後の方向性について協議を行っております。引き続き、指定管理料の積算に含める一般管理費の範囲と法人管理費補助金で対象とする一般管理費の範囲の整理について、関係部署及び外郭団体と協議、検討してまいります。

上記に加え、当法人に関わる指定管理制度及び本補助金制度の適正な運用のため、令和7年7月16日に、園芸畜産振興課と公園緑地課と3課で打ち合わせを行い、所管部署の同一

様式第3号

に向けた協議を行うとともに、内容について行政マネジメント課へ情報共有を行っております。